

別表（第4条関係）

ごみボックス設置承認基準

1 共通事項

- (1) ごみ集積場所に設置し、電柱、道路標識を利用して固定しないこと。
- (2) 概ね10戸以上で継続的に利用すること。
- (3) 交差点・横断歩道・消火栓・防火水槽から概ね5m以上離れていること。
- (4) バス停から概ね10m以上離れていること。
- (5) ごみボックスは、中身が識別可能なものであること。
- (6) 上面しか開かない形状のごみボックスは、高さが75cm程度であること。
- (7) 高さ75cm程度を超えるごみボックスは、前面が開くものであること。
- (8) ごみボックスの開閉部は、180度近く開くものであること。
- (9) ごみボックスに管理する行政区名を表示すること。

2 道路上に設置する場合

- (1) 市が管理する道路上であること。
- (2) 引き出した状態で側溝部分を除いた有効幅員が概ね5m以上（一方通行路の場合は概ね3m以上）確保でき、通行上支障がないこと。
- (3) 道路に車道外側線が引かれている場合は、外側線より内側にはみ出さないこと。
- (4) 引き出し時の奥行は70cm程度であること。
- (5) 使用時又は折りたたみ時ともに、風による転倒や移動で通行上支障がないようにすること。
- (6) 使用時以外は必ず折りたたみ、通行上支障のないようにすること。

3 歩道上に設置する場合

- (1) 市が管理する道路の歩道上であること。
- (2) 引き出した状態で有効幅員が概ね1.5m以上確保でき、通行上支障がないこと。
- (3) 引き出し時の奥行は70cm程度であること。
- (4) 使用時又は折りたたみ時ともに、風による転倒や移動で通行上支障がないようにすること。
- (5) 視覚障害者誘導ブロックから60cm以上離すこと。
- (6) 使用時以外は必ず折りたたみ、通行上支障のないようにすること。

4 私有地内等に設置する場合

- (1) 公道との高低差ができるだけないところに設置すること。

- (2) 道路に接する場所に設置し、開口部は道路に面して広く取ること。
- (3) 設置に当たり土地所有者等の承諾を得ていること。
- (4) 風で転倒や移動しないようにすること。